平成２２年（フ）第１８９号
山口県防府市開出４番37号　藤井アパート１階西号室
債務者　有吉　輝真
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
山口市秋穂西2597番地
債務者　今村　智和
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
山口県防府市大字新田269番地の８
債務者　豊福　　尚
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９４号
佐賀県唐津市相知町中山3420番地55
債務者　大城　礼美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第８９９号
北九州市小倉北区真鶴１丁目12番10―603号
債務者　義経　照男
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９００号
北九州市小倉北区真鶴１丁目12番10―603号
債務者　義経恵里子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９３３号
北九州市八幡西区楠橋東１丁目10番28号
債務者　薮下　智仁
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０２９号
北九州市小倉北区砂津２丁目11番17―602号
債務者　鶴原　容子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０４８号
北九州市若松区二島３丁目２番36―303号
債務者　渡邉扶美子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２６３号
神奈川県横須賀市武４丁目12番８号
債務者　岡　つぐみ
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２７１号
神奈川県横須賀市上町４丁目57番地17クィーンシップ横須賀中央Ⅱ―104
債務者　常泉さくら
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２１４号
広島県福山市新涯町１丁目28番10号、前住所広島県福山市曙町３丁目25番13―８号
債務者　中村　利夫
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７４５６号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目２番15号　宮本コーポ403
債務者　東島　智樹
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５３２号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目14番７―406号
債務者　吉谷　和子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２６号
岡山県真庭市栗原1700番地２
債務者　才木美代子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１７６号
釧路市昭和南６丁目35番10号
債務者　森　　達也
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２７８号
釧路市新川町10番13号
債務者　横川　紀子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前９時30分
釧路地方裁判所